

「西山公園」園内管理作業委託仕様書

1 目的

本業務は、西山公園の適正且つ良好な維持管理を行うために実施するものである。

2 施行管理

契約者（以下「乙」という。）は、実施体制、スケジュール、方法を記載した「実施計画書」を作成して発注者（以下「甲」という。）へ報告を行い、適正な施行管理を行うものとする。

乙は、作業実施内容を業務報告書として1か月ごとに提出し、甲の確認を受けること。

なお、甲の指定するシステムを利用し、作業前、作業後、報告事項を提出すること。

3 業務内容

（1）作業内容の確認

作業報告書提出の際、翌月の作業について甲が指定する担当者と打ち合わせを行うこと。

（2）清掃点検作業

- ・園内全域を対象とし、塵芥・枯枝・落葉・紙屑・空缶・吸殻及びその他不要物を除去清掃すること。
- ・除去したものについては、指定された場所へ集積すること。
- ・開園日については園内の巡回を行い、施設（便所、照明、水飲み、屋外木造構造物等）の目視による点検を行い業務報告書に記入すること。また、異常がある場合は速やかに報告すること。

（3）灌水

別紙の灌水対象表について灌水を行うこと。灌水の状況については灌水対象表を掲示し、関係者に情報提供できるようにすること。なお、灌水の頻度、方法については担当者と隨時相談すること。

（4）剪定

- ・公園内の中木以下の剪定を行う。剪定は危険枝及び生育を制限する範囲のもの。（剪定は低木とは手の届く範囲内のもの、中木とは脚立を使用する必要の

あるもの)

- ・また、担当者の指示により、景観を整える樹木剪定も行うこと。

(5) 寄植刈込

刈込の時期については、実施計画書をもとに担当者と調整を行うこと。

(6) 芝刈

- ・芝生の刈込に際しては、来園者への安全性を考慮し、できるだけ休園日にて行うこと。
- ・開園日にて実施する場合は、関係者以外が作業区域に立ち入れないようにすること。
- ・芝生地内にある樹木、株物及び施設等を損傷しないように注意すること。
- ・機械による刈込のできない場所等については、人力除草をすること。
- ・実施時期については、作業実施計画をもとに担当者と調整を行うこと。

(7) 草刈

- ・来園者への安全性を考慮し、指定された範囲の草刈りを行うこと。
- ・草刈①については、草の生育状況に応じ適期に行うこと。
- ・草刈②については、特に市民の目に付く場所になるため重点的に行うこと。
- ・植え込み地内の草刈りに際しては、樹木に危害を与えないように十分注意して実施すること。
- ・機械による草刈のできない場所等については、人力除草をすること。

(8) 園場整備

- ・花苗を育てる際の床土にするため園場の耕起を行うこと。
- ・石、マルチ等不要なものについては撤去すること。

(9) バラ園管理工

- ・担当者の指示に従い、施肥作業、花殻摘み、マルチングの設置除去を行う。
- ・人力除草を行い常に景観を良くしておく。

(10) 菖蒲園管理工

- ・実施計画書をもとに担当者と協議し、人力除草と花殻摘みを行うこと。
- ・また、必要に応じて株分け・植付け等を行うこと。

(11) 池清掃

- ・実施計画書をもとに、菖蒲園の池、噴水の池、日本庭園の池の清掃を行うこと。(鯉の移動、排水作業は作業に含まない)
- ・枯葉や枝を集積し、指定された場所に持ち込み処理を行う。

(12) 草花管理工

- ・担当者の指示により、作業温室、観賞温室、事務所と駐車場周りの花壇及び園内花飾りの地拵え・植付け・人力除草を行う。
- ・担当者の指示により、花壇植付け用の花苗等の管理を行う。

(13) 出勤体制

- ・来園者に影響を及ぼす範囲は、閉園日にできるだけ作業する体制にすること。
- ・土曜日・日曜日及び夏季（5日）は午前中の出勤とする。
- ・年末年始については、甲の休日と同様にする。

(14) その他

- ・剪定・刈込・芝刈・草刈・除草等で集積したものについては、甲の貸与する破碎機により破碎可能なものは処理し、その他は指定された場所に持ち込み処理を行うこと。作業後は速やかに清掃をすること。
- ・肥料・薬剤等資材については、現物支給とするため担当者と必要な資材を相談すること。
- ・甲の貸与する機械器具については、乙で管理を行い、破損及び故障時については速やかに担当者と協議すること。
- ・甲の貸与する機械器具以外で、甲の所持する機械を使用したい場合は、使用許可依頼書（任意様式）を提出し、使用貸借契約書を締結し、使用するものとする。それ以外については、乙で準備し管理を行うこと。
- ・とよたガーデニングフェスタ期間前及び期間中は、特に清掃点検及び剪定、草刈を重点的に行うこと。
- ・別に必要な作業が生じた場合には、担当者と協議すること。

4 現場の安全管理

- ・作業にあたっては、施設及び樹木等を損傷しないよう注意して行い、利用者及び通行人等の安全を最優先とし、かつ十分な安全管理体制のもとを行うこと。
- ・乙は、苦情の申出や人身事故又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は応急措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、並びに事故による被害の内容等について、遅滞なく発注者に報告すること。

5 上記1～4までの業務を主たる業務とし、これらの業務について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

注 意 事 項

公園内における作業中の車両には、車の前部及び後部に公園内利用者がよく見える大きさで作成した表示板「公園内清掃作業中」（白地に緑文字）を取り付けること。

特 記 事 項

- 1 契約金額の支払は、9月末日及び業務完了時を支払整理日として、2回の分割払とする。
- 2 每回の支払額は、契約金額から消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）

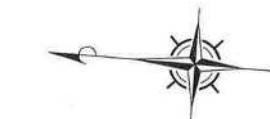
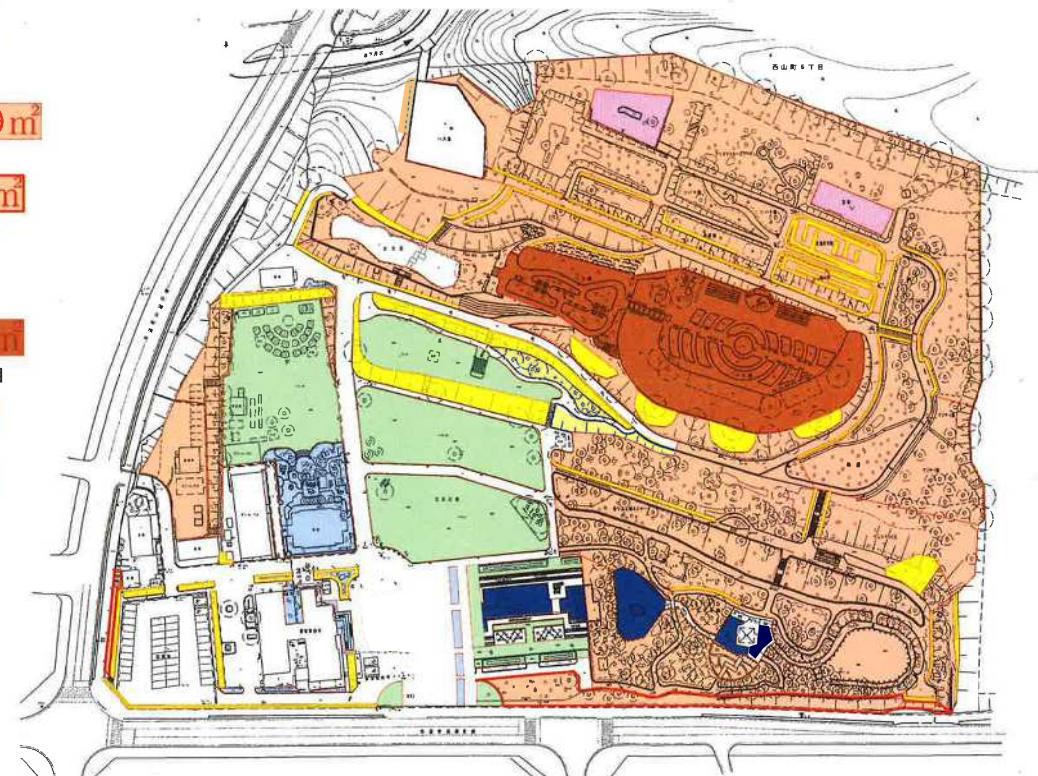
相当額を除いた額の $1/2$ に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。

ただし、契約金額から消費税相当額を除いた額の $1/2$ に $1,00$ 円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を最終月にあわせて支払うものとする。

梅坪町1丁目

梅坪町3丁目

西山町5丁目

灌水・草花管理 : 1,550m²刈込 : 2,382m²芝刈 : 6,650m²草刈① : 29,000m²草刈② : 1,000m²圃場 : 580m²バブ園 : 4,600m²菖蒲園 : 400m²池清掃 : 700m²

豊田市
上下水道局豊田配水場



エリア№

- ① 芝生広場南東
- ② 芝生広場南西
- ③ 芝生広場北
- ④ 四季の花園
- ⑤ 鑑賞温室
- ⑥ 日本庭園
- ⑦ 香りの樹木コーナー
- ⑧ サルスベリの丘
- ⑨ ショウブ園
- ⑩ バラ園
- ⑪ 梅園
- ⑫ アジサイ園
- ⑬ 果樹園
- ⑭ ツバキ園
- ⑮ クリスマスローズ園
- ⑯ 生垣見本園
- ⑰ ハス池
- ⑱ 管理事務所、駐車場ほか